

（「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」実施要領3関係）

「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」特記仕様書

（趣旨）

第1条 この特記仕様書は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」（以下、「週休2日ステップアップ工事(R2)」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（休日形態の指定）

第2条 本市の「週休2日ステップアップ工事(R2)」においては、表1の休日形態から受注者が指定する。なお、対象期間は、現場着手から現場完成までの期間とする。

表1_週休2日ステップアップ工事(R2)の休日形態

	休日形態	定義
①	4週8休相当	現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上
②	4週7休相当	現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満
③	4週6休相当	現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満
④	未指定	休日形態の指定は行わない

※計画した休日が取得できないときは、監督員と書面にて協議のうえ、原則として、前後4週の間で振替休日を取得すること。

（間接工事費率等の補正）

第3条 前条に規定する休日形態により工事を完成させた場合には、間接工事費等の率に、それぞれ表2の補正係数を乗じる。なお、これらの補正にあたっては、契約変更により対応する。

表2_週休2日ステップアップ工事(R2)の間接工事費率等の補正係数

	休日形態	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
①	4週8休相当	1.05	1.04	1.04	1.06
②	4週7休相当	1.03	1.03	1.03	1.04
③	4週6休相当	1.01	1.01	1.02	1.03

（工事成績評定点）

第4条 現場着手から現場完了までの期間を通じて、4週8休を達成できた場合に限り、工事成績評定点において加点を行う。

（提出書類）

第5条 週休2日ステップアップ工事(R2)の施工にあたっては、適宜、次の書類を提出する。なお、契約後に週休2日ステップアップ工事(R2)の適用除外とした場合には、それ以降、書類の提出を省略することができる。ただし、各提出書類に関し、定められた期日までに提出を行うことを基本とするが、特別な事情により期日までの提出が難しい場合には、監督員と提出日を改めて協議した場合に限り、延期を認める。

① 休日取得予定通知書（様式2）

契約締結から現場着手までの期間に、発注者へ提出する。

② 休日取得計画書（様式3）

4週単位を原則とし、現場着手時は現場着手までに、それ以降は、各単位の作業開始7日前までに、発注者へ提出する。

③ 休日取得実施書（様式4）

休日取得計画書の末日から7日以内（土、日、祝日を除く）に、発注者へ提出する。

④ 休日取得実績報告書（様式5）

現場が完了した段階で、発注者へ提出する。

⑤ 適用除外報告書（様式6）

現場着手後、やむを得ず4週6休未満の休日形態とする場合に、発注者へ提出する。

（その他）

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事実施要領（R2）」等に定められているほか、監督職員等と協議のうえ、決定するものとする。

（附 則）

この特記仕様書は、平成31年4月1日より施行する。

（附 則）

この特記仕様書は、令和2年4月1日より施行する。

（附 則）

この特記仕様書は、令和3年4月1日より施行する。